

令和4年

市議会6月定例会議案

令和4年6月8日提出

掛川市

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 79 号	令和4年度掛川市一般会計補正予算（第3号）について	5
議案第 80 号	掛川市税条例等の一部改正について	47
議案第 81 号	掛川市都市計画税条例の一部改正について	61
議案第 82 号	掛川市手数料条例の一部改正について	65
議案第 83 号	太田川原野谷川治水水防組合の解散について	71
議案第 84 号	掛川城天守閣修復景観整備工事請負契約の締結について	73
議案第 85 号	（仮称）南部学校給食センター厨房機器等購入契約の締結について	75
議案第 86 号	掛川市道路線の認定について	77
議案第 87 号	土地の取得について（海岸防災林強化事業）	81
議案第 88 号	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度掛川市一般会計補正予算（第2号）について）	83
報告第 1 号	令和3年度掛川市一般会計繰越明許費の報告について	99
報告第 2 号	令和3年度掛川市一般会計事故繰越しの報告について	103
報告第 3 号	令和3年度掛川市水道事業会計建設改良費繰越しの報告について	105
報告第 4 号	令和3年度掛川市公共下水道事業会計建設改良費繰越しの報告について	107

令和4年度掛川市一般会計補正予算（第3号）

令和4年度掛川市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ236,378千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,598,914千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月8日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 7,584,910	千円 201,647	千円 7,786,557
	1 国庫負担金	3,558,580	86,526	3,645,106
	2 国庫補助金	3,956,296	115,121	4,071,417
19 繰入金		2,883,831	16,860	2,900,691
	1 基金繰入金	2,460,210	16,860	2,477,070
21 諸収入		2,763,223	17,871	2,781,094
	4 雑入	1,191,610	17,871	1,209,481
歳入合計		51,362,536	236,378	51,598,914

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 5,897,672	千円 65,317	千円 5,962,989
	1 総務管理費	4,954,891	65,317	5,020,208
	2 賦課徴収費	547,044	0	547,044
3 民生費		17,432,511	0	17,432,511
	2 児童福祉費	9,420,281	0	9,420,281
4 衛生費		5,341,936	121,333	5,463,269
	1 保健費	2,814,385	109,586	2,923,971
	2 衛生費	283,075	11,747	294,822
6 農林水産業費		1,381,222	1,795	1,383,017
	1 農業費	361,589	1,795	363,384
7 商工費		1,456,017	2,800	1,458,817
	1 商工費	1,456,017	2,800	1,458,817
8 土木費		5,083,887	23,133	5,107,020
	1 土木管理費	282,091	23,133	305,224
	2 道路橋梁費	1,603,946	0	1,603,946
9 消防費		1,533,381	0	1,533,381
	1 消防費	1,533,381	0	1,533,381
10 教育費		5,930,461	22,000	5,952,461
	5 社会教育費	1,046,886	22,000	1,068,886
歳 出 合 計		51,362,536	236,378	51,598,914

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 市税	20,744,894	40.4		20,744,894	40.2
2 地方譲与税	571,000	1.1		571,000	1.1
3 利子割交付金	12,000	0.0		12,000	0.0
4 配当割交付金	109,000	0.2		109,000	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	148,000	0.3		148,000	0.3
6 法人事業税交付金	323,000	0.6		323,000	0.6
7 地方消費税交付金	2,722,000	5.3		2,722,000	5.3
8 ゴルフ場利用税交付金	78,000	0.2		78,000	0.2
9 環境性能割交付金	89,000	0.2		89,000	0.2
10 地方特例交付金	150,439	0.3		150,439	0.3
11 地方交付税	3,395,000	6.6		3,395,000	6.6
12 交通安全対策特別交付金	25,000	0.0		25,000	0.0
13 分担金及び負担金	182,349	0.4		182,349	0.4
14 使用料及び手数料	538,077	1.0		538,077	1.0
15 国庫支出金	7,584,910	14.8	201,647	7,786,557	15.1
16 県支出金	3,789,508	7.4		3,789,508	7.3
17 財産収入	68,865	0.1		68,865	0.1
18 寄附金	1,043,640	2.0		1,043,640	2.0
19 繰入金	2,883,831	5.6	16,860	2,900,691	5.6
20 繰越金	30,000	0.1		30,000	0.1
21 諸収入	2,763,223	5.4	17,871	2,781,094	5.4
22 市債	4,110,800	8.0		4,110,800	8.0
歳入合計	51,362,536	100.0	236,378	51,598,914	100.0

(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
	%				
269,978	0.5				
5,962,989	11.6	37,114		17,871	10,332
17,432,511	33.8	4,846			△4,846
5,463,269	10.6	121,333			
1,556,469	3.0				
1,383,017	2.7				1,795
1,458,817	2.8	1,900			900
5,107,020	9.9	24,354			△1,221
1,533,381	3.0	600			△600
5,952,461	11.5	11,500			10,500
181,596	0.3				
5,260,135	10.2				
37,271	0.1				
51,598,914	100.0	201,647		17,871	16,860

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
2 衛生費国庫負担金	補正前	2 感染症予防費国庫 負担金	86,526
	140,558		
	補正額		
	86,526		
計	227,084		
計	補正前		
	3,558,580		
	補正額		
	86,526		
計	3,645,106		

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正予算額	節			
		区 分	金 額		
1 総務費国庫補助金	補正前	2 デジタル化推進費 国庫補助金	17,435		
	62,340				
	補正額	5 行政事務情報化推 進費国庫補助金	1,122		
	18,920				
	計			6 賦課徴収費国庫補 助金	363
	81,260				

(単位：千円)

説	明	備考
新型コロナウイルスワクチン接種体制費負担金	86,526	
既決予算額 137,758	補正後予算額 224,284	
224,284×10/10		

(単位：千円)

説	明	備考
デジタル田園都市国家構想推進交付金	17,435	
追加		
34,870×1/2		
デジタル田園都市国家構想推進交付金	1,122	
追加		
2,244×1/2		
デジタル田園都市国家構想推進交付金	363	
追加		
726×1/2		

15款 国庫支出金

15款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
2 民生費国庫補助金	補正前 2,585,349	4 子育て力向上事業 費国庫補助金	2,423
	補正額 2,423		
	計 2,587,772		
3 衛生費国庫補助金	補正前 341,980	3 感染症予防費国庫 補助金	2,560
	補正額 24,557	4 再生エネルギー推 進費国庫補助金	11,747
	計 366,537		
		6 健康づくり推進費 国庫補助金	10,250
4 土木費国庫補助金	補正前 637,946	1 道路橋梁維持費国 庫補助金	330
	補正額 12,936	11 道路河川管理費国 庫補助金	12,606
計 650,882			

(単位：千円)

説 明	備 考
デジタル田園都市国家構想推進交付金 追加 4,846×1/2	2,423
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 既決予算額 253,297 補正後予算額 255,857 255,857×10/10	2,560
エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金 既決予算額 10,000 補正後予算額 21,747 21,747×10/10	11,747
デジタル田園都市国家構想推進交付金 追加 20,500×1/2	10,250
デジタル田園都市国家構想推進交付金 追加 660×1/2	330
デジタル田園都市国家構想推進交付金 追加 25,212×1/2	12,606

15款 国庫支出金

15款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
5 教育費国庫補助金	補正前 240,491	8 文化財愛護費国庫 補助金	10,500
	補正額 11,500	9 美術館管理運営費 国庫補助金	1,000
	計 251,991		
6 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時 交付金	補正前 88,190	1 新型コロナウイルス 感染症対応地方 創生臨時交付金	42,585
	補正額 42,585		
	計 130,775		
7 商工費国庫補助金	補正前 0	1 観光案内・宣伝費 国庫補助金	1,900
	補正額 1,900		
	計 1,900		
8 消防費国庫補助金	補正前 0	1 防災対策費国庫補 助金	300
	補正額 300		
	計 300		

(単位：千円)

説 明	備 考
歴史・文化資源活用地域活性化事業地方創生推進交付金 追加 21,000×1/2	10,500
歴史・文化資源活用地域活性化事業地方創生推進交付金 追加 2,000×1/2	1,000
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 既決予算額 88,190 補正後予算額 130,775 130,775×10/10	42,585
歴史・文化資源活用地域活性化事業地方創生推進交付金 追加 3,800×1/2	1,900
デジタル田園都市国家構想推進交付金 追加 600×1/2	300

15款 国庫支出金

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
計	補正前		
	3,956,296		
	補正額		
	115,121		
	計		
	4,071,417		

(単位：千円)

説 明	備 考

19款 繰入金

1項 基金繰入金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 基金繰入金	補正前 2,460,210 補正額 16,860 計 2,477,070	1 基金繰入金	16,860
計	補正前 2,460,210 補正額 16,860 計 2,477,070		

(単位：千円)

説 明	備 考
財政調整基金繰入金 既決予算額 1,925,603 補正後予算額 1,942,463 16,860	

2 1 款 諸収入

4 項 雑入

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 総務費雑収入	補正前 77,533 補正額 17,871 計 95,404	12 行政事務情報化推 進費雑入	17,871
計	補正前 1,191,610 補正額 17,871 計 1,209,481		

(単位：千円)

説 明	備 考
デジタル基盤改革支援補助金 追加 35,742×1/2	17,871

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
29 デジタル化推進費	補正前	国県支出金	12 委託料	29,575
	26,442	34,870		
	補正額	一般財源		
	29,575	△5,295		
計	56,017			
30 行政事務情報化推進費	補正前	国県支出金	12 委託料	35,742
	733,577	2,244		
	補正額	その他		
	35,742	17,871		
計	769,319	一般財源 15,627		
計	補正前	国県支出金		
	4,954,891	37,114		
	補正額	その他		
	65,317	17,871		
計	5,020,208	一般財源 10,332		

2 款 総務費

2 項 賦課徴収費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 賦課徴収費	補正前			
	547,044			
	補正額			
	0			
計	547,044			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 DX推進計画推進費 29,575 既決予算額 26,442 補正後予算額 56,017 システム開発委託料 17,680 (14,487増) 電子申請導入支援事業委託料 15,088 (追加)	
1 システム保守管理費 35,742 既決予算額 657,710 補正後予算額 693,452 システム開発委託料 70,322 (35,742増)	

(単位：千円)

説 明	備 考
財源更正	

2 款 総務費

2款 総務費

2項 賦課徴収費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前			
	547,044			
	補正額			
	0			
計	547,044			

(単位：千円)

説 明	備 考

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
6 子育て力向上事業費	補正前	国県支出金		
	170,432	4,846		
	補正額	一般財源		
	0	△4,846		
計	170,432			
計	補正前	国県支出金		
	9,420,281	4,846		
	補正額	一般財源		
	0	△4,846		
計	9,420,281			

(単位：千円)

説 明	備 考
財源更正	

4款 衛生費

1項 保健費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 健康づくり推進費	補正前	国県支出金 20,500	12 委託料	20,500
	118,253			
	補正額			
	20,500			
計	138,753			
7 感染症予防費	補正前	国県支出金 89,086	10 需用費	502
	854,394		11 役務費	3,572
	補正額		12 委託料	85,012
	89,086			
計	943,480			
計	補正前 2,814,385	国県支出金 109,586		
	補正額 109,586			
	計 2,923,971			

4款 衛生費

2項 衛生費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 再生エネルギー推進費	補正前	国県支出金 11,747	12 委託料	11,747
	91,987			
	補正額			
	11,747			
計	103,734			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 生涯お達者市民推進事業費 20,500 既決予算額 810 補正後予算額 21,310 システム開発委託料 20,500 (追加)	
1 新型コロナウイルス対策事業費 89,086 既決予算額 394,355 補正後予算額 483,441 接種券印刷・封入・封緘委託料 11,946 (6,352増) 接種案内コールセンター業務委託料 58,885 (16,326増) ワクチン個別接種委託料 136,133 (60,365増)	

(単位：千円)

説 明	備 考
1 新エネルギー等普及促進費 11,747 既決予算額 11,682 補正後予算額 23,429 脱炭素推進エリアエネルギーマネジメント調査委託料 11,747 (追加)	

4 款 衛生費

4款 衛生費

2項 衛生費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	国県支出金		
	283,075	11,747		
	補正額			
	11,747			
	計			
	294,822			

(単位：千円)

説 明	備 考

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
6 農産物地産地消推進費	補正前	一般財源	10 需用費	878
	34,842	878		
	補正額			
	878			
	計			
	35,720			
7 農村環境改善センター管理費	補正前	一般財源	10 需用費	917
	12,561	917		
	補正額			
	917			
	計			
	13,478			
計	補正前	一般財源		
	361,589	1,795		
	補正額			
	1,795			
	計			
	363,384			

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 道の駅管理費 878</p> <p>既決予算額 20,784 補正後予算額 21,662</p> <p>修理費 1,963 (878増)</p>	
<p>1 千浜改善センター管理費 917</p> <p>既決予算額 7,394 補正後予算額 8,311</p> <p>施設修理費 3,188 (917増)</p>	

7款 商工費

1項 商工費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
7 観光案内・宣伝費	補正前	国県支出金	10 需用費	902
	49,402	1,900		
	補正額	一般財源	12 委託料	1,898
	2,800	900		
計	52,202			
計	補正前	国県支出金		
	1,456,017	1,900		
	補正額	一般財源		
	2,800	900		
計	1,458,817			

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 観光宣伝費 2,800</p> <p>既決予算額 12,704 補正後予算額 15,504</p> <p>観光パンフレット印刷費 4,902 (902増) 開催委託料 800 (追加) システム開発委託料 1,098 (追加)</p>	

8 款 土木費

1 項 土木管理費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 道路河川管理費	補正前	国県支出金	12 委託料	24,970
	282,091	24,354		
	補正額	一般財源	13 使用料及び賃借料	△1,837
	23,133	△1,221		
計	305,224			
計	補正前	国県支出金		
	282,091	24,354		
	補正額	一般財源		
	23,133	△1,221		
計	305,224			

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 道路橋梁維持費	補正前			
	380,657			
	補正額			
	0			
計	380,657			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 道路河川管理費 23,133 既決予算額 35,825 補正後予算額 58,958 システム開発委託料 24,970 (追加) WEB公開用データ使用料 2,321 (△1,837減)	

(単位：千円)

説 明	備 考
財源更正	

8款 土木費

2項 道路橋梁費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前			
	1,603,946			
	補正額			
	0			
計	1,603,946			

(単位：千円)

説 明	備 考

9款 消防費

1項 消防費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
4 防災対策費	補正前	国県支出金		
	56,295	600		
	補正額	一般財源		
	0	△600		
計	56,295			
計	補正前	国県支出金		
	1,533,381	600		
	補正額	一般財源		
	0	△600		
計	1,533,381			

(単位：千円)

説 明	備 考
財源更正	

10款 教育費

5項 社会教育費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
6 美術館管理運営費	補正前	国県支出金	12 委託料	2,000
	104,342	1,000		
	補正額	一般財源		
	2,000	1,000		
計	106,342			
8 文化財愛護費	補正前	国県支出金	12 委託料	18,000
	110,206	10,500	14 工事請負費	2,000
	補正額	一般財源		
	20,000	9,500		
計	130,206			
計	補正前	国県支出金		
	1,046,886	11,500		
	補正額	一般財源		
	22,000	10,500		
計	1,068,886			

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 美術館管理運営費 2,000</p> <p>既決予算額 104,228 補正後予算額 106,228</p> <p>開催委託料 3,780 (2,000増)</p>	
<p>1 高天神城跡整備事業費 20,000</p> <p>既決予算額 1,251 補正後予算額 21,251</p> <p>システム開発委託料 18,000 (追加)</p> <p>看板設置工事費 3,000 (2,000増)</p>	

議案第80号

掛川市税条例等の一部改正について

掛川市税条例（平成17年掛川市条例第72号）等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月8日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市税条例等の一部を改正する条例

(掛川市税条例の一部改正)

第1条 掛川市税条例(平成17年掛川市条例第72号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、<u>特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に<u>特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</u>は、<u>当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第28条第1項の規定による申告書</u></p> <p><u>(2) 第29条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 (略)</p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、<u>前年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p> <p>5 (略)</p>

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条第1項の規定による申告書

(2) 第29条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第25条の2 所得割の納税義務者が、第19条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第21条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつ

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第25条の2 所得割の納税義務者が、第19条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第21条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつ

た金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(市民税の申告)

第28条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。))に係る部分を除く。))及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の

た金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度分の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(市民税の申告)

第28条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項

控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第15条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により市長の定める様式によることができる。

3～10 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第15条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により市長の定める様式によることができる。

3～10 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133

(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第83条 法第382条の2に規定する固定資産課

万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3) (略)

(4) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 特定配偶者の氏名

(3) (略)

(4) (略)

2～5 (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第83条 法第382条の2に規定する固定資産課

税台帳の閲覧をしようとする者は、掛川市手数料条例に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第84条 法第382条の3の規定による固定資産課税台帳の記載事項の証明書の交付を受けようとする者は、掛川市手数料条例に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

附 則

第14条の2の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条の2 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

3～22 (略)

税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）をしようとする者は、掛川市手数料条例に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第84条 法第382条の3の規定による固定資産課税台帳の記載事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）を受けようとする者は、掛川市手数料条例に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

附 則

第14条の2の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条の2 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

3～22 (略)

23 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

23 (略)

24 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第32条の2 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第19条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第21条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第19条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第19条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第35条 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者

24 (略)

25 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第32条の2 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第35条 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者

が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第44条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条第1項の規定による申告書

(2) 第29条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第45条 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年

が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第44条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第45条 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条第1

度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条第1項の規定による申告書

(2) 第29条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 （略）

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第25条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第45条第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5

項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 （略）

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第25条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第45条第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第19条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の

款の規定により配当割額を課されたとき、又は第19条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第49条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第50条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第14条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第14条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第49条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の規定を適用する。

(掛川市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 掛川市税条例の一部を改正する条例(令和3年掛川市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、掛川市税条例第29条の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第15条第2項及び第29条の3第1項並びに附則第9条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中掛川市税条例第29条の2の見出し及び同条第1項並びに第29条の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第14条の2の2第1項、第35条第3項及び第49条の改正規定並びに同条例附則第50条を削る改正規定並びに第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中掛川市税条例第19条第4項及び第6項、第25条の2第1項及び第2項並びに第28条第1項ただし書及び第2項の改正規定並びに同条例附則第32条の2第2項、第44条の2第4項並びに第45条第4項及び第6項の改正規定並びに第2条(掛川市税条例の一部を改正する条例(令和3年掛川市条例第20号)附則第2条の改正規定に限る。)並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中掛川市税条例第83条第1項の改正規定(「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。)及び同条例第84条第1項の改正規定(「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。)並びに附則第3条第3項及び第4項の規定 令和6年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の掛川市税条例(以下「新条例」という。)第29条の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第29条の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の掛川市税条例(次項において「旧条例」という。)第29条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第29条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第29条の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第29条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の掛川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、改正後の掛川市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和

- 4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
 - 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の掛川市税条例第83条第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。
 - 4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の掛川市税条例第84条第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

議案第81号

掛川市都市計画税条例の一部改正について

掛川市都市計画税条例（平成17年掛川市条例第73号）の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月8日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市都市計画税条例の一部を改正する条例

掛川市都市計画税条例（平成18年掛川市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
附 則	附 則
	（法附則第15条第44項の条例で定める割合）
	<u>7 法附則第15条44項に規定する市町村の条例</u>
	<u>で定める割合は、4分の3とする。</u>
<u>7</u> (略)	<u>8</u> (略)
<u>8</u> (略)	<u>9</u> (略)
<u>9</u> (略)	<u>10</u> (略)
<u>10</u> 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に 係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等 調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計 画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都 市計画税の課税標準となるべき価格に10分の 2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分 の固定資産税について法第349条の3（第18 項を除く。）又は附則第15条から第15条の3ま での規定の適用を受ける宅地等であるとき は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じ て得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき額とした場 合における都市計画税額に満たない場合に は、 <u>附則第8項</u> の規定にかかわらず、当該都 市計画税額とする。	<u>11</u> 附則第9項の規定の適用を受ける宅地等に 係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等 調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計 画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都 市計画税の課税標準となるべき価格に10分の 2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分 の固定資産税について法第349条の3（第18 項を除く。）又は附則第15条から第15条の3ま での規定の適用を受ける宅地等であるとき は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じ て得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき額とした場 合における都市計画税額に満たない場合に は、 <u>附則第9項</u> の規定にかかわらず、当該都 市計画税額とする。
<u>11</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和 3年度から令和5年度までの各年度分の都市 計画税の額は、 <u>附則第8項</u> の規定にかかわら ず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税 に係る前年度分の都市計画税の課税標準額	<u>12</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和 3年度から令和5年度までの各年度分の都市 計画税の額は、 <u>附則第9項</u> の規定にかかわら ず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税 に係る前年度分の都市計画税の課税標準額

(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

13 (略)

14 (略)

15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第13項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは、「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

16 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第

(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

13 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第9項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

14 (略)

15 (略)

16 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第14項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは、「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

17 附則第9項及び第11項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第9項及び第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第9項、第10項、第12項及び第13項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第12項から第14項までの「負担水準」とは法附則第

17条第8号ロに、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

17 (略)

17条第8号ロに、附則第14項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第14項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第15項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

18 (略)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市都市計画税条例の規定は、令和5年度以降の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第82号

掛川市手数料条例の一部改正について

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月8日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市手数料条例の一部を改正する条例

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(証明、閲覧等に係る手数料)</p> <p>第7条 証明、閲覧等に関する事務に係る手数料（次章及び第5章で定める手数料を除く。）の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 納税又は課税に関する証明書の交付 1件につき300円（1税目につき年度ごと1通をもって1件とする。）</p> <p>(5) 地方税法第382条の2の規定により固定資産課税台帳を閲覧に供する事務 1件につき300円（納税義務者につき年度ごとをもって1件とする。）</p> <p>(6) 地方税法第382条の3の規定による固定資産課税台帳の記載事項の証明書の交付 1件につき300円（納税義務者につき年度ごとに、土地は1筆を、建物は1棟をもってそれぞれ1件とし、1件増すごとに30円を加算する。）</p>	<p>(証明、閲覧等に係る手数料)</p> <p>第7条 証明、閲覧等に関する事務に係る手数料（次章及び第5章で定める手数料を除く。）の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 納税又は課税に関する証明書の交付 <u>（地方税法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）</u> 1件につき300円（1税目につき年度ごと1通をもって1件とする。）</p> <p>(5) 地方税法第382条の2の規定により固定資産課税台帳 <u>（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）</u>を閲覧 <u>（同法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）</u>に供する事務 1件につき300円（納税義務者につき年度ごとをもって1件とする。）</p> <p>(6) 地方税法第382条の3の規定による固定資産課税台帳 <u>（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）</u>の記載事項の証明書の交付 <u>（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）</u> 1件につき300円（納税義務者につき年度ごとに、土地は1筆を、建物は1棟をもってそれぞれ1件とし、1件増すごとに30円を加算す</p>

(7)～(13) (略)

(建築基準法による手数料)

第13条の2 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に基づく事務に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(4) (略)

(5) 第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 1件につき120,000円

(6)～(14) (略)

(15) 第87条の3第5項の規定に基づく興行場等への一時的な用途変更に係る許可の申請に対する審査 1件につき120,000円

(16)・(17) (略)

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律による手数料)

第20条の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この条において「法」という。)第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第6条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数を併せて徴収するものとする。

(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下この条において「品確法」という。)第5条第1項に規定する住宅性能評価書又は品確法第6条の2第3項に規定する確認書(以下この条において「確認書」という。)を添付する場合

ア 新築住宅

(イ) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a・b (略)

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のも

る。)

(7)～(13) (略)

(建築基準法による手数料)

第13条の2 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に基づく事務に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(4) (略)

(5) 第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 1件につき120,000円

(6)～(14) (略)

(15) 第87条の3第6項の規定に基づく興行場等への一時的な用途変更に係る許可の申請に対する審査 1件につき120,000円

(16)・(17) (略)

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律による手数料)

第20条の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この条において「法」という。)第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第6条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数を併せて徴収するものとする。

(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下この条において「品確法」という。)第5条第1項に規定する住宅性能評価書又は品確法第6条の2第3項に規定する確認書(以下この条において「確認書」という。)を添付する場合

ア 新築住宅

(イ) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a・b (略)

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のも

の 1 件につき42,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1 件につき68,000円

イ 新築住宅以外の住宅

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a (略)

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1 件につき38,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1 件につき61,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1 件につき101,000円

(2) その他の場合

ア 新築住宅

(ア) 一戸建ての住宅 1 戸につき52,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a 申請戸数が1戸のもの 1 件につき52,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1 件につき118,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1 件につき187,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1 件につき368,000円

イ 新築住宅以外の住宅

(ア) 一戸建ての住宅 1 戸につき77,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a 申請戸数が1戸のもの 1 件につき77,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1 件につき176,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1 件につき280,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1 件につき550,000円

2 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審

の 1 件につき41,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1 件につき67,000円

イ 新築住宅以外の住宅

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a (略)

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1 件につき37,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1 件につき60,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1 件につき99,000円

(2) その他の場合

ア 新築住宅

(ア) 一戸建ての住宅 1 戸につき51,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a 申請戸数が1戸のもの 1 件につき51,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1 件につき115,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1 件につき183,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1 件につき359,000円

イ 新築住宅以外の住宅

(ア) 一戸建ての住宅 1 戸につき75,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a 申請戸数が1戸のもの 1 件につき75,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1 件につき172,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1 件につき273,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1 件につき538,000円

2 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請に対する

査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。

(1) 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書又は確認書を添付する場合

ア 新築住宅

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a (略)

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき21,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき34,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき52,000円

イ 新築住宅以外の住宅

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a (略)

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき30,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき49,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき77,000円

(2) その他の場合

ア 新築住宅

(ア) 一戸建ての住宅 1戸につき31,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a 申請戸数が1戸のもの 1件につき31,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき67,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき107,000円

審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。

(1) 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書又は確認書を添付する場合

ア 新築住宅

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a (略)

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき20,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき33,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき51,000円

イ 新築住宅以外の住宅

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a (略)

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき29,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき48,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき75,000円

(2) その他の場合

ア 新築住宅

(ア) 一戸建ての住宅 1戸につき30,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a 申請戸数が1戸のもの 1件につき30,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき65,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき104,000円

<p>d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき<u>202,000円</u></p> <p>イ 新築住宅以外の住宅</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1戸につき<u>45,000円</u></p> <p>(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅</p> <p>a 申請戸数が1戸のもの 1件につき<u>45,000円</u></p> <p>b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき<u>99,000円</u></p> <p>c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき<u>159,000円</u></p> <p>d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき<u>301,000円</u></p>	<p>d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき<u>197,000円</u></p> <p>イ 新築住宅以外の住宅</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1戸につき<u>44,000円</u></p> <p>(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅</p> <p>a 申請戸数が1戸のもの 1件につき<u>44,000円</u></p> <p>b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき<u>97,000円</u></p> <p>c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき<u>155,000円</u></p> <p>d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき<u>295,000円</u></p>
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第7条第5号（「閲覧」の次に「（同法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）」を加える部分を除く。）、同条第6号（「交付」の次に「（第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える部分を除く。）及び第13条の2の改正 公布の日

(2) 第20条の2の改正 令和4年10月1日

(3) 第7条第4号、同条第5号（「閲覧」の次に「（同法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）」を加える部分を限る。）及び同条第6号（「交付」の次に「（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える部分に限る。）の改正 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 改正後の掛川市手数料条例第7条第4号、第5号（「閲覧」の次に「（同法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）」を加える部分に限る。）及び第6号（「交付」の次に「同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）を加える部分に限る。）の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる納税又は課税に関する証明書の交付、固定資産課税台帳の閲覧及び固定資産課税台帳の記載事項の証明書の交付について適用する。

議案第83号

太田川原野谷川治水水防組合の解散について

太田川原野谷川治水水防組合解散について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、次のように袋井市、磐田市及び森町との協議の上定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月8日提出

掛川市長 久保田 崇

太田川原野谷川治水水防組合の解散に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、太田川原野谷川治水水防組合の解散について、下記のとおり定める。

記

令和5年3月31日をもって、太田川原野谷川治水水防組合は解散する。

令和 年 月 日

磐田市長 草 地 博 昭

掛川市長 久 保 田 崇

袋井市長 大 場 規 之

森 町 長 太 田 康 雄

議案第 8 4 号

掛川城天守閣修復景観整備工事請負契約の締結について

掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年掛川市条例第43号）第2条の規定に基づき、掛川城天守閣修復景観整備工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月8日提出

掛川市長 久保田 崇

- 1 工 事 名 掛川城天守閣修復景観整備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金177,650,000円
- 4 契約の相手方
住 所 掛川市上西郷360番地の1

商 号 株式会社 山本組

代表者 代表取締役 戸塚 成男

(参考資料)

- 1 工事の概要 内容 掛川城修復工事
 規模 外壁劣化部撤去復旧一式
 高欄劣化部撤去復旧一式
 鯨金箔貼り、屋根瓦補修一式
 雷保護設備更新一式

- 2 工事箇所 掛川市掛川 地内

- 3 工 期 契約日から令和5年1月31日まで

議案第 85 号

(仮称) 南部学校給食センター厨房機器等購入契約の締結について

掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年掛川市条例第43号）第3条の規定に基づき、（仮称）南部学校給食センター厨房機器等購入について、次のとおり売買契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月8日提出

掛川市長 久保田 崇

- 1 購入物件名 (仮称) 南部学校給食センター厨房機器等購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 金86,350,000円
- 4 契約の相手方
 - 住 所 浜松市南区中田島町484番地
 - 商 号 株式会社 中松 浜松支店
 - 代表者 取締役浜松支店長 舩田 誠

(参考資料)

- 1 購入物件名 (仮称) 南部学校給食センター厨房機器等購入

- 2 内 訳
連続フライヤー 1 式
蒸気回転釜 5 台
真空冷却機 1 台 他 3 2 備品

- 3 納入場所 掛川市大坂 (大東学校給食センター)

- 4 納入期限 令和 5 年 3 月 2 4 日

議案第86号

掛川市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、掛川市道路線を次のとおり認定する。

令和4年6月8日提出

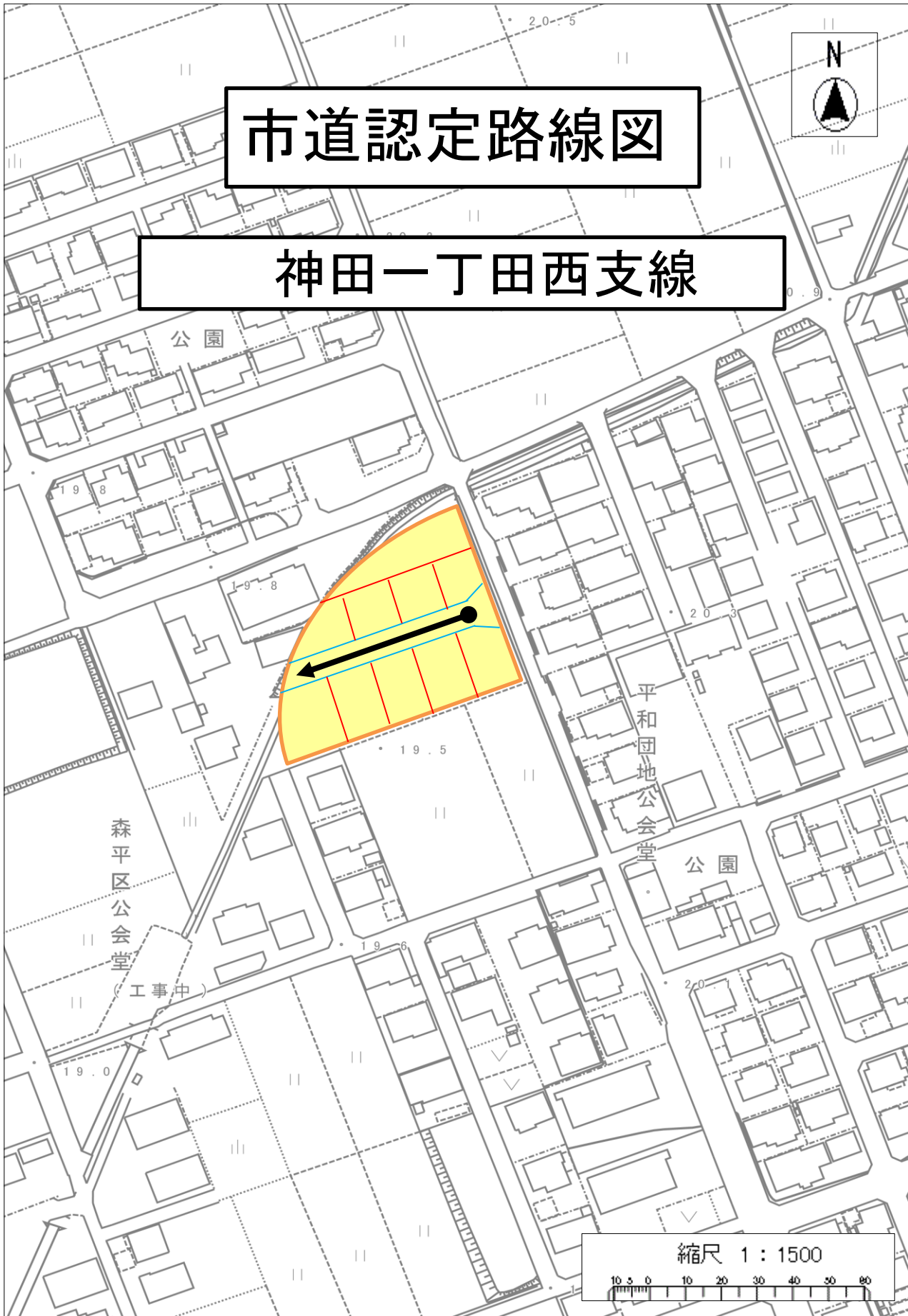
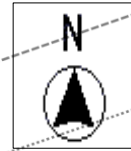
掛川市長 久保田 崇

市道認定路線表

NO	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1	神田一丁田西支線	下垂木字一丁田1857-13	下垂木字一丁田1857-9	
2	久根ノ内7号線	葛川字大ヶ町310-3	葛川字大ヶ町306-5	

市道認定路線図

神田一丁目西支線



市道認定路線図

久根ノ内7号線



議案第87号

土地の取得について（海岸防災林強化事業）

次の土地を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年掛川市条例第43号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月8日提出

掛川市長 久保田 崇

所在地番	地積及び地目	取得価格	契約の相手方
掛川市浜川新田2100番1 外1筆	6,813.95㎡ 雑種地	35,773,237円	大阪市中央区久太郎町二丁目 4番31号 倉敷繊維加工株式会社 代表取締役 青山 高明

議案第 88 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度掛川市一般会計補正予算（第 2 号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和 4 年度掛川市一般会計補正予算（第 2 号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 8 日提出

掛川市長 久 保 田 崇

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度掛川市一般会計補正予算（第2号）について、次のとおり専決処分する。

令和4年5月19日

掛川市長 久保田 崇

令和4年度掛川市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度掛川市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ442,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,362,536千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 7,142,910	千円 442,000	千円 7,584,910
	2 国庫補助金	3,514,296	442,000	3,956,296
歳入合計		50,920,536	442,000	51,362,536

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 16,990,511	千円 442,000	千円 17,432,511
	1 社会福祉費	6,949,046	322,000	7,271,046
	2 児童福祉費	9,300,281	120,000	9,420,281
歳 出 合 計		50,920,536	442,000	51,362,536

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 市税	20,744,894	40.7		20,744,894	40.4
2 地方譲与税	571,000	1.1		571,000	1.1
3 利子割交付金	12,000	0.0		12,000	0.0
4 配当割交付金	109,000	0.2		109,000	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	148,000	0.3		148,000	0.3
6 法人事業税交付金	323,000	0.6		323,000	0.6
7 地方消費税交付金	2,722,000	5.3		2,722,000	5.3
8 ゴルフ場利用税交付金	78,000	0.2		78,000	0.2
9 環境性能割交付金	89,000	0.2		89,000	0.2
10 地方特例交付金	150,439	0.3		150,439	0.3
11 地方交付税	3,395,000	6.7		3,395,000	6.6
12 交通安全対策特別交付金	25,000	0.0		25,000	0.0
13 分担金及び負担金	182,349	0.4		182,349	0.4
14 使用料及び手数料	538,077	1.1		538,077	1.0
15 国庫支出金	7,142,910	14.0	442,000	7,584,910	14.8
16 県支出金	3,789,508	7.4		3,789,508	7.4
17 財産収入	68,865	0.1		68,865	0.1
18 寄附金	1,043,640	2.1		1,043,640	2.0
19 繰入金	2,883,831	5.7		2,883,831	5.6
20 繰越金	30,000	0.1		30,000	0.1
21 諸収入	2,763,223	5.4		2,763,223	5.4
22 市債	4,110,800	8.1		4,110,800	8.0
歳入合計	50,920,536	100.0	442,000	51,362,536	100.0

(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
	%				
269,978	0.5				
5,897,672	11.5				
17,432,511	33.9	442,000			
5,341,936	10.4				
1,556,469	3.0				
1,381,222	2.7				
1,456,017	2.8				
5,083,887	9.9				
1,533,381	3.0				
5,930,461	11.6				
181,596	0.4				
5,260,135	10.2				
37,271	0.1				
51,362,536	100.0	442,000			

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
2 民生費国庫補助金	補正前 2,143,349	12 住民税非課税世帯 等に対する臨時特 別給付金国庫補助 金	322,000
	補正額 442,000		
	計 2,585,349	14 低所得の子育て世 帯生活支援特別給 付金国庫補助金	120,000
計	補正前 3,514,296		
	補正額 442,000		
	計 3,956,296		

(単位：千円)

説 明	備 考
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金補助金 追加 322,000×10/10	
低所得の子育て世帯生活支援特別給付金補助金 追加 120,000×10/10	

3 歳 出

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
20 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費	補正前	国県支出金 322,000	3 職員手当等	714
	補正額		8 旅費	18
	322,000		10 需用費	910
	計		11 役務費	1,297
	322,000		12 委託料	19,061
			18 負担金補助及び交付金	300,000
計	補正前 6,949,046	国県支出金 322,000		
	補正額 322,000			
	計 7,271,046			

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
17 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費	補正前	国県支出金 120,000	3 職員手当等	2,000
	補正額		10 需用費	345
	120,000		11 役務費	458
	計		12 委託料	14,697
	120,000		18 負担金補助及び交付金	102,500

(単位：千円)

説 明	備 考
1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費 322,000 追加 システム開発委託料 7,018 給付金申請データ入力業務等委託料 12,043 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 300,000	

(単位：千円)

説 明	備 考
1 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費 120,000 追加 システム開発委託料 10,700 給付金申請データ入力業務等委託料 3,997 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 102,500 （ひとり親世帯分） 53,000 （その他世帯分） 49,500	

3 款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	国県支出金		
	9,300,281	120,000		
	補正額			
	120,000			
計				
	9,420,281			

(単位：千円)

説 明	備 考

給与費明細書

1 一般職

(1) 会計年度任用職員以外の職員

① 総括

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	その他の 人件費	合 計	左のうち 事業費支弁	差引人件費
		給 料	職員手当	計					
補正後	739	2,818,806	2,097,473	4,916,279	913,308	20,642	5,850,229	24,780	5,825,449
補正前	739	2,818,806	2,094,759	4,913,565	913,308	20,642	5,847,515	24,780	5,822,735
比較			2,714	2,714			2,714		2,714

(単位 千円)

職員 手当の 内訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	管理職手当	時間外手当	期末手当
	補正後	79,674	88,932	66,690	82,419	201,531	607,266
	補正前	79,674	88,932	66,690	82,419	198,817	607,266
	比較					2,714	
	区分	勤勉手当	住居手当	特勤手当	退職手当	その他	
	補正後	499,673	38,816	16,963	355,363	60,146	
	補正前	499,673	38,816	16,963	355,363	60,146	
	比較						

② 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給 料		給与改定に伴う 増減分			
		昇給に伴う 増加分			
		その他の増減分			
職員手当	2,714	制度改正に伴う 増減分			
		その他の増減分	2,714	時間外手当増	2,714

報告第1号

令和3年度掛川市一般会計繰越明許費の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、令和3年度掛川市一般会計予算の一部を別紙のとおり繰り越したので、同法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月8日提出

掛川市長 久保田 崇

令和3年度掛川市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
2	1	総務管理費 企画調整事業	1,045	1,045			1,045
2	1	総務管理費 掛川城周辺施設 管理事業	11,000	11,000			11,000
2	3	戸籍住民基本台帳費 住民基本台帳事務事業	6,930	6,930		(国庫支出金) 6,930	
3	1	社会福祉費 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	1,224,621	634,542		(国庫支出金) 634,542	
3	2	児童福祉費 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業	12,063	12,063		(国庫支出金) 12,063	
4	3	清掃費 塵芥処理施設維持管理事業	98,520	98,520		(市債) 98,500	20
6	1	農業費 道の駅管理事業	847	847			847
6	2	農地費 (市施行)農業用溜池整備事業	89,000	82,256		(県支出金) 79,000	3,256
8	2	道路橋梁費 道路橋梁維持事業	48,800	5,359			5,359
8	2	道路橋梁費 郡道坂線改良事業	20,120	20,120		(国庫支出金) 9,060 (市債) 10,500	560
8	2	道路橋梁費 掛川駅梅橋線改良事業	63,300	50,600		(国庫支出金) 24,910 (市債) 24,400	1,290

(単位 千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
8	2	土木費 道路橋梁費 事業関連道路改良事業	98,100	96,800		(市債) 91,900	4,900
8	2	土木費 道路橋梁費 一般生活道路改良事業	31,300	25,000			25,000
8	2	土木費 道路橋梁費 居尻黒俣線改良事業	15,460	15,460		(国庫支出金) 7,480 (市債) 7,900	80
8	2	土木費 道路橋梁費 歩道改良事業	97,250	93,900		(国庫支出金) 48,100 (市債) 37,600	8,200
8	2	土木費 道路橋梁費 橋梁耐震補強事業	134,430	134,430		(国庫支出金) 71,610 (市債) 52,700	10,120
8	3	土木費 河川費 市単河川整備事業	61,390	31,990		(市債) 12,300	19,690
8	3	土木費 河川費 海岸防災林整備 推進事業	200,000	164,120		(市債) 164,100	20
8	4	土木費 都市計画費 下垂木地区まち づくり事業	44,650	14,808		(国庫支出金) 6,344 (市債) 7,600	864
9	1	消防費 消防費 防災対策事業推 進事業	9,251	9,251		(県支出金) 1,541 (繰入金) 7,710	
11	1	災害復旧 費 農林水産施 設災害復旧 費	26,252	21,439		(県支出金) 10,719 (市債) 9,600	1,120
合 計			2,294,329	1,530,480		1,437,109	93,371

報告第2号

令和3年度掛川市一般会計事故繰越しの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書きの規定により、令和3年度掛川市一般会計予算の一部を別紙のとおり繰り越したので、同法施行令第150条第3項の規定により報告する。

令和4年6月8日提出

掛川市長 久保田 崇

令和3年度掛川市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位 千円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負 担行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
				支 出 済 額	支 出 未済額			既収入 特 定 財 源	未収入 特 定 財 源	一 般 財 源
2	1	移住促進 事業	10,000		10,000		10,000		(繰入金) 10,000	
合 計			10,000		10,000		10,000		10,000	

説 明

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う部品不足により、消防設備の納品に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めなくなったことによる。

報告第3号

令和3年度掛川市水道事業会計建設改良費繰越しの報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、令和3年度掛川市水道事業会計予算の一部を別紙のとおり繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和4年6月8日提出

掛川市長 久保田 崇

令和3年度掛川市水道事業会計予算繰越計算書

(単位 千円)

款	項	事業名	予 算 計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳		不 用 額	翌年度繰 越額に係 る繰越を 要するた な卸資産 の購入限 度額	説 明
						建設改良 積 立 金	損益勘定 留保資金			
1	1	一般配 水管改 良事業 (駅南 地区配 水管布 設替設 計業務 委託)	18,500	0	18,500	0	18,500	0	0	設計業務委託において、道路管理者及び河川管理者との協議及び設計内容の検討に不測の日数を要し、年度内完了困難となったことによる。
合 計			18,500	0	18,500	0	18,500	0	0	

報告第4号

令和3年度掛川市公共下水道事業会計建設改良費繰越しの報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、令和3年度掛川市公共下水道事業会計予算の一部を別紙のとおり繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和4年6月8日提出

掛川市長 久保田 崇

令和3年度掛川市公共下水道事業会計予算繰越計算書

(単位 千円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払 義務 発生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度 繰越額 に係る 繰越し するた な御資 産の購 入限 度額	説明
						国庫 補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
1	1	資本的支出									
		建設改良費									
		管路建設事業	53,386	0	53,386	21,317	29,300	2,769	0	0	工事施工箇所に隣接する関連工事との工程調整、工事となる地下埋設物の移転等にかかる協議の不測の日数により完了が困難となったことによる。
		ポンプ場建設改良事業	464,120	0	464,120	230,000	210,900	23,220	0	0	工事用資材の運搬を確保するたため地元の調整の日数内完了が困難となったことによる。
		処理場建設改良事業	63,000	0	63,000	34,650	25,200	3,150	0	0	新型コロナウイルス感染拡大により物流が滞り、必要部品が供給が滞り、監視制御設備の製作に不測の日数を要したことで完了が困難となったことによる。
合計			580,506	0	580,506	285,967	265,400	29,139	0	0	

